平成２４年（フ）第１９８号
北海道旭川市東光９条６丁目７番13号　メゾン・ド・ソレイユ103号室
債務者　伊佐　美和（旧姓戸丸）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０９号
北海道旭川市７条通８丁目38番地の12ルーベデンス７条705号
債務者　木原　　悟
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１０号
北海道旭川市10条通14丁目24番地の320　コンフォート10・14―101号
債務者　北川藤季子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２８号
北海道旭川市豊岡８条６丁目２番７号
債務者　佐々木真未
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３５号
北海道旭川市本町２丁目437番地の80　トキワの森309号
債務者　荻島　望美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３６号
北海道旭川市新富３条１丁目３番６号　ニューライフⅡ201号室
債務者　神川　敏美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３９号
北海道旭川市春光台５条３丁目１番２号
債務者　中村　慎也
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４３号
北海道旭川市７条通６丁目2428番地の９
債務者　松浦　麻理
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３７号
横浜市鶴見区諏訪坂14番32号　鶴見マンション402号
債務者　大平　　寛
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７２号
神奈川県海老名市門沢橋４丁目15番24―101号
債務者　後藤　　昇
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７３号
神奈川県海老名市門沢橋４丁目15番24―101号
債務者　後藤　里絵
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４６号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目７番４号　パークサイドハイツ202
債務者　鈴木　和章
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９９号
東京都東大和市蔵敷３丁目799番地芝中住宅イ12―406号
債務者　内島　弘二
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６７３号
東京都八王子市堀之内３丁目４番地14エステル堀之内107号
債務者　細谷　利男
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９６号
岡山県赤磐市山陽１丁目９番１―201号
債務者　末藤　久枝
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部